平成２２年（フ）第１８５号
愛媛県四国中央市三島中央１丁目１番40号
中央ハイツ315号
債務者　石川　君子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１８７号
愛媛県西条市吉田657番地１
債務者　宇佐美愛子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２０７号
愛媛県新居浜市新田町１丁目20番13号
債務者　桑名　秋子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８８号
愛媛県今治市新谷甲1834番地69　第２五十嵐台団地、旧住所愛媛県新居浜市庄内町６丁目６番26号
債務者　穂積　康男
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７１４号
高知市塩田町10番16号
債務者　川北　富夫
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１７号
高知県吾川郡いの町枝川19番地２
債務者　刈谷　光明
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１８号
高知県吾川郡いの町枝川19番地２
債務者　刈谷　廣子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７２５号
高知県土佐市高岡町乙195番地
債務者　福留ひとみ
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７２７号
高知市十津５丁目17番４号　市住61号
債務者　前田　飛鳥
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３３号
高知市六泉寺町22番地　市住372号
債務者　森岡　　恵
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３７号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―208号
債務者　林　　孝彦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４号
高知県安芸市川北甲1648番地４
債務者　小松　光秀
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
高知県安芸市赤野甲2020番地
債務者　小松　信之
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
福岡県嘉穂郡桂川町大字豆田254番地17
債務者　西田　満男
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１６１号
福岡県飯塚市潤野879番地２
債務者　渡邉まゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１２４号
福岡県宮若市福丸230番地１
債務者　麻生　良美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６０号
福岡県柳川市下宮永町字小前743番20、住民票上の住所福岡県柳川市有明町16番地７
債務者　原田　佳子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
福岡県柳川市立石492番地１
債務者　中島　英行
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係